

秦野市都市公園条例施行規則

(昭和 50 年 4 月 1 日規則第 5 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市都市公園条例(昭和 50 年秦野市条例第 9 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(都市公園内行為の申請及び許可)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する都市公園の使用の許可を受けようとする者は、その行為をしようとする日の 10 日前までに、都市公園内行為許可申請書(第 1 号様式)を、次に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽易なものと認める場合は、関係図書の一部を省略することができる。

(1) 物品の販売その他これらに類する行為をする場合は、行為をする位置を示した図面

(2) 募金その他これらに類する行為をする場合は、行為をする位置を示した図面、趣意書及び計画書

(3) 営業を目的として写真又は映画を撮影する行為をする場合は、持ち込む物、施設設置の内容並びに現場責任者の住所及び氏名を記載した図書

(4) 興行、競技会、展示会、集会その他これらに類する行為をする場合は、持ち込む物、施設設置の内容、現場責任者の住所及び氏名並びに会の運営管理に関する事項を記載した図書並びに収支概算計画書

(5) 前各号以外の行為を行う場合は、その都度市長が指示する図書

2 市長は、条例第 7 条第 1 項の規定による許可をした場合は、都市公園内行為許可書(第 2 号様式)を申請者に交付する。

(公園施設の設置等の申請及び許可)

第 3 条 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項前段の規定により公園施設を設け、又は管理しようとする場合に提出する申請書は、公園施設設置許可申請書(第 3 号様式)又は公園施設管理許可申請書(第 4 号様式)とする。

2 法第 6 条第 1 項の規定により都市公園の占用の許可を受ける場合に提出する申請書は、都市公園占用許可申請書(第 5 号様式)とする。

3 前 2 項の申請書は、設置し、管理し、又は占用しようとする日の 20 日前までに、関係図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公園施設管理許可申請書には、関係図書を添えることを要しない。

4 市長は、法第 5 条第 1 項の規定による許可をした場合は、公園施設設置許可書(第 6 号様式)又は公園施設管理許可書(第 7 号様式)を、法第 6 条第 1 項の規定による許可をした場合は、都市公園占用許可書(第 8 号様式)をそれぞれ申請者に交付する。

(許可期間の更新)

第 4 条 公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の許可に係る許可期間が満了した場合において、引き続きその期間を延長しようとするときは、許可期間が満了する日の 20 日前までに公園施設設置等許可期間更新申請書(第 9 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を許可した場合は、公園施設設置等許可期間更新許可書(第 10 号様式)を申請者に交付する。

(販売価格等の掲示)

第 5 条 物品の販売その他これに類する行為又は営業を目的として写真若しくは映画を撮影する行為又は興行の行為の許可を受けた者は、その行為を行う場合において、物品の価格又は料金を、他の者の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(有料公園施設等の使用日及び使用時間)

第 6 条 条例第 9 条第 2 項の規則で定める有料公園施設等の使用日及び使用時間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、市長は、管理上、公益上その他必要と認める場合は、使用日及び使用時間を変更することができる。

(利用者登録)

第 7 条 条例第 9 条第 3 項の規定により有料公園施設等の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ公共施設利用者登録票(第 11 号様式)を市長に提出し、利用者登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により公共施設利用者登録票が提出されたときは、利用者登録書(第 12 号様式)を交付する。

(使用の抽選の申込み)

第 7 条の 2 条例第 9 条第 3 項の規定により有料公園施設等の使用の許可を受けようとする者は、使用する日の属する月の 3 か月前の月の 20 日からその月の末日までの間に使用の抽選の申込みをすることができる。

(使用の抽選)

第 7 条の 3 使用の抽選(以下「抽選」という。)は、使用する日の属する月の 2 か月前の月の初日に行うものとする。

- 2 抽選により当選した者は、その抽選に係る施設について次条に規定する仮申請をしたものとみなす。

(使用の仮申請)

第7条の4 条例第9条第3項の規定により有料公園施設等の使用の許可を受けようとする者は、次条に規定する使用の申請に先立ち、使用の仮申請(以下「仮申請」という。)を行うことができる。

- 2 仮申請を行うことができる期間は、使用する日の属する月の2か月前の月の3日(その月が1月である場合にあっては、5日)から使用する日の5日前までとする。

- 3 仮申請の手続は、有料公園施設等の窓口において又はインターネット若しくは電話により行うことができる。

(有料公園施設等の使用申請及び許可)

第8条 条例第9条第3項の規定により有料公園施設等の使用の許可を受けようとする者は、使用する日の属する月の2か月前の月の3日(その月が1月である場合にあっては、5日)から、前条第1項の規定により仮申請を行った者及び第7条の3第2項の規定により仮申請をしたものとみなされる者にあつては使用する日の5日前(秦野市カルチャーパーク水泳プール又は秦野市おおね公園温水プールの専用(団体による使用)の場合は、使用する日の40日前)までに、それ以外の者にあつては使用する日(秦野市カルチャーパーク水泳プール又は秦野市おおね公園温水プールの専用(団体による使用)の場合は、使用する日の40日前)までに、有料公園施設等使用許可申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、秦野市カルチャーパーク陸上競技場の共用(個人による使用。年間利用を除く。)若しくは秦野市カルチャーパーク水泳プール、秦野市カルチャーパーク総合体育館、秦野市おおね公園庭球場、秦野市おおね公園多目的広場若しくは秦野市おおね公園温水プールの共用(個人による使用)又は秦野市立おおね公園の附属設備の使用の場合は、使用料を納付することにより、それぞれ申請に代えることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請を許可した場合は、都市公園施設等使用許可書(第14号様式)を申請者に交付する。ただし、秦野市カルチャーパーク陸上競技場の共用(個人による使用)若しくは秦野市カルチャーパーク水泳プール、秦野市カルチャーパーク総合体育館、秦野市おおね公園多目的広場若しくは秦野市おおね公園温水プールの共用(個人による使用)又は秦野市立お

おね公園の附属設備の使用の場合は、秦野市カルチャーパーク陸上競技場年間利用券(第 15 号様式)若しくは秦野市カルチャーパーク陸上競技場使用券(第 16 号様式)、秦野市カルチャーパーク水泳プール入場券(第 17 号様式)若しくは秦野市カルチャーパーク水泳プールシーズン券(第 18 号様式)、秦野市カルチャーパーク総合体育館使用券(専用/共用)(第 19 号様式)又は秦野市おおね公園使用券(専用/共用/附属設備)(第 20 号様式)の交付をもってこれに代える。

- 3 市長は、条例第 14 条第 1 項に規定する使用料等(以下「使用料等」という。)が納付されたときは、都市公園使用料等領収書(第 21 号様式)を交付する。
- 4 市長は、第 2 項の規定による許可書の交付に当たっては、有料公園施設等の使用の準備及び使用後の原状回復を使用者に義務付けなければならない。
- 5 条例別表第 2 第 3 項の備考に定める許可時間の取扱いについては、その使用時間が 30 分のときは、その許可時間は 30 分とする。

(許可事項変更の申請及び許可)

第 9 条 条例第 7 条第 4 項、条例第 9 条第 3 項、法第 5 条第 1 項後段又は法第 6 条第 3 項の規定により使用又は占用(以下「使用等」という。)の許可を受けた事項を変更しようとするときは、都市公園許可事項変更許可申請書(第 22 号様式)にその変更に係る図書を添えて、その変更に係る行為をしようとする日の 10 日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽易なものと認める場合は、関係図書を省略することができる。

- 2 市長は、前項の申請を許可した場合は、都市公園許可事項変更許可書(第 23 号様式)を申請者に交付する。

(連帯保証人の資格)

第 10 条 条例第 13 条の規定による連帯保証人は、1 年以上引き続き本市に住居(法人にあっては、主たる事務所)を有する者でなければならない。

- 2 市長は、その連帯保証人を適当でないと認める場合又は前項の規定による条件を欠いた場合は、速やかに別の連帯保証人を立てさせなければならない。

(保証金)

第 11 条 条例第 13 条の規定による保証金の額は、納付すべき使用料等と同額とし、許可の期間が 3 か月を超える場合は、使用料等の 3 か月相当額とする。

2 市長は、前項の規定による保証金を、許可期間が満了した日(許可期間満了前に許可に係る使用等を終了した場合は、その終了の日)以後において、速やかに許可を受けた者に還付しなければならない。ただし、未納の使用料等があるときは、これに充当することができる。

(割増しの使用料等の徴収基準)

第 12 条 市長は、条例第 14 条第 2 項の規定による使用料等については、次に掲げるところにより申請者の区分又は収益金の使途を考慮して徴収する。

(1) 申請者が、公共的団体であって入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収するときは 2 倍

(2) 申請者が、個人又は前号以外の団体であって入場料等を徴収するときは 3 倍(秦野市カルチャーパーク総合体育館の使用にあつては、31 倍)。

ただし、入場料等からの収益金を公益上に使用するときは 2 倍

2 市長は、前項の規定にかかわらず、収支概算計画書に基づく収益金の額を考慮し、又はその他適当であると認めるときは、同項の使用料等を、3 倍(又は 31 倍)のときは 2 倍まで、2 倍のときは通常の使用料等まで減じることができる。

(使用料等の納付方法)

第 13 条 使用料等の納付方法は、秦野市財務規則(昭和 56 年秦野市規則第 11 号)に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、秦野市カルチャーパーク陸上競技場の共用(個人による使用。年間利用を除く。)、秦野市カルチャーパーク総合体育館又は秦野市立おおね公園に係る使用料の納付方法は、秦野市カルチャーパーク陸上競技場使用券、秦野市カルチャーパーク総合体育館使用券又は秦野市おおね公園使用券を提出することにより行うものとする。

(規則で定める期間)

第 13 条の 2 条例別表第 2 の 2 の表備考 8 の規則で定める期間は、子どもにあつては、5 月 1 日から 6 月 30 日までとし、年齢満 70 歳以上の者にあつては、9 月 1 日から 10 月 31 日までとする。

(使用料等の還付)

第 14 条 条例第 18 条第 1 項ただし書の規定による使用料等の還付については、次に掲げるところによる。

- (1) 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料について、使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったときは、既納の使用料からその使用の期間に対応する使用料を控除した額とする。
- (2) 都市公園を占用する場合の占用料については、次に掲げるところによる。
 - ア 条例第 21 条第 2 項の規定に基づく処分により市長が許可を取り消したときは、既納の占用料からその占用の期間に対応する占用料を控除した額を還付する。
 - イ 法第 6 条第 1 項の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により占用できなくなったときは、既納の占用料からその占用の期間に対応する占用料を控除した額を還付する。
- (3) 条例第 7 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合又は有料公園施設等を使用する場合の使用料については、次に掲げるところによる。
 - ア 使用者の責めに帰することができない理由により使用が不可能になったときは、全額を還付する。
 - イ 使用する日の 5 日前(秦野市カルチャーパーク水泳プール又は秦野市おおね公園温水プール)の専用(団体による使用)の場合は、40 日前までに使用の取消しを届け出たときは、全額を還付する。

(使用料等の還付の手続)

第 15 条 条例第 18 条ただし書の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、都市公園使用料等還付申請書(第 24 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、都市公園使用料等還付承認書(第 25 号様式)又は都市公園使用料等還付不承認通知書(第 26 号様式)により使用者に通知するものとする。

(地域貢献券と使用料)

第 16 条 秦野市地域貢献券の交付等に関する規則(平成 19 年秦野市規則第 25 号)に規定する地域貢献券の交付を受けた者は、それを係員に提出することにより、1 枚当たり 200 円に換算して使用料(専用区分に係る施設、秦野市カルチャーパーク野球場及び有料公園附属設備の使用に係るものを除く。)の納付に代えることができる。

(はだのっ子応援券と使用料)

第 16 条の 2 秦野市はだのっ子応援券の交付に関する規則(平成 29 年秦野市規則第 37 号)に規定するはだのっ子応援券の交付を受けたものは、それを係員に提出することにより、使用料に 2 分の 1 を乗じて得た額(10,000 円を限度とする。)に換算して専用区分に係る施設の使用料(有料公園附属設備の使用に係るものを除く。)の納付に代えることができる。

(使用料等の減免)

第 17 条 条例第 19 条の規定による使用料等の減免については、次に掲げるところによる。

(1) 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料については、次に掲げるところによる。

ア 国又は神奈川県が公用又は公共用に使用するとき、免除する。

イ 使用の目的が公益上によるときは、免除する。

ウ 地域の農業、商業その他の産業の振興を図るために使用するとき、減額し、その額は、使用料に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 都市公園を占有する場合の占有料については、次に掲げるところによる。

ア 都市公園の維持管理に必要な占有物件については、免除する。

イ 占有の目的が公益上によるときは、免除する。

(3) 条例第 7 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合又は有料公園施設を使用する場合の使用料については、次に掲げるところによる。

ア 本市が事業支援する、社会教育に係る団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき、免除する。

イ 本市で活動する、社会福祉に係る団体、子育て支援に係る団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。)が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき、免除する。

ウ ア及びイに掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するとき、減額し、その額は、使用料に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

エ 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するとき、免除する。

オ エに掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。

カ 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。ただし、この場合において、第7条の2に規定する使用の抽選の申込みをすることはできないものとする。

キ 国又は神奈川県が実施する事業は、免除する。

ク 秦野市おおね公園温水プールのプールを市内の者が共用(個人による使用)で使用するときは、10回使用した者については、その10回の使用ごとに次の1回分の使用料を免除する。

ケ 本市が他の市町村と締結した公共施設の相互利用に関する協定に定める利用者がその協定に係る施設を使用するときは、市内の者の使用料と同額に減額する。

コ その他使用の目的が公益上によるときは、免除し、又は減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。

(使用料等の減免申請)

第18条 使用料等の減免を受けようとする者は、都市公園使用料等減免申請書(第27号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により都市公園使用料等減免申請書の提出を受けたときは、その可否を決定し、都市公園使用料等減免承認書(第28号様式)又は都市公園使用料等減免不承認通知書(第29号様式)により申請者にその結果を通知する。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第3号クの規定により使用料を免除するときは、10回の使用を本市が確認したカードの提出を受けることにより第1項の申請書の提出及び前項の承認書による通知を省略する。

4 第2項の規定にかかわらず、前条第3号ケの規定により使用料を減額するときは、第8条第2項に規定する使用許可書等の交付をもって第2項の承認書による通知に代える。

(保管した工作物等の公示場所等)

第19条 条例第23条第1項第1号の規則で定める掲示の場所は、工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)が放置されていた都市公園内の公衆の見やすい場所とする。

2 条例第 23 条第 2 項の規則で定める保管工作物等一覧簿の様式は、第 30 号様式とし、その備付場所は、都市公園管理主管課とする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第 20 条 条例第 25 条の規則で定める方法は、競争入札とする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 市長は、前項本文の規定による競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 5 日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量、放置されていた場所、除去した年月日時、保管を始めた年月日時及び保管の場所を公告しなければならない。

3 市長は、第 1 項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、特別の事情のない限り 3 名以上の入札者を指名し、かつ、それらの者にその工作物等の名称又は種類、形状、数量、放置されていた場所、除去した年月日時、保管を始めた年月日時及び保管の場所をあらかじめ通知しなければならない。

4 市長は、第 1 項ただし書の規定による随意契約により売却しようとするときは、特別の事情のない限り 2 名以上の者から見積書を徴さなければならない。

(工作物等の返還に係る受領書の様式)

第 21 条 条例第 26 条の規則で定める受領書の様式は、第 31 号様式とする。

(公園施設工事等の届出)

第 22 条 条例第 27 条各号に規定する行為をした者は、公園施設工事等届(第 32 号様式)を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第 23 条 条例第 31 条第 1 項の規定により指定管理者として指定を受けようとするものが提出する申請書は、指定管理者指定申請書(第 33 号様式)とする。

2 条例第 31 条第 1 項第 2 号に規定する市長が特に必要なものとして規則で定める書面は、次に掲げるものとする。

(1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

(2) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

- (3) 貸借対照表及び損益計算書(営利法人でない団体の場合は、予算書及び収支決算書)
 - (4) 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - (5) 法人税の納税証明書(法人の場合に限る。)及び消費税の納税証明書
 - (6) 地方税の納税証明書
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- (候補選定結果の通知)

第 24 条 市長は、指定管理者候補に選定するか否かを決定したときは、指定管理者の指定申請をしたものに対し、指定管理者候補選定(不選定)通知書(第 34 号様式)により速やかに通知する。

(再選定)

第 25 条 市長は、前条の規定による通知を行った後、選定されたもの(以下「候補者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その候補者を除く申請を行ったものの中から、指定管理者候補を再選定することができる。

- (1) 候補者の事情により、指定管理者の指定を受けることが不能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、都市公園の管理を行わせることが不適當であると認めるとき。

(指定の通知)

第 26 条 市長は、条例第 32 条の規定による指定をしたときは、その指定を受けたものに対し、指定管理者指定通知書(第 35 号様式)により通知する。

(秘密保持義務)

第 27 条 指定管理者及び指定施設の管理の業務に従事している者は、その指定管理者の管理の業務について知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその従事を退いた後も、また、同様とする。

(指定管理者による管理)

第 28 条 指定管理者を指定した場合における第 2 条(条例第 7 条第 1 項第 6 号の規定による許可に係る場合を除く。)、第 8 条及び第 9 条(法第 5 条第 1 項後段及び法第 6 条第 3 項の規定による許可に係る場合を除く。)の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(様式)

第 29 条 この規則の規定により使用する様式は、別表第 2 のとおりとし、その内容は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 次に掲げる規則は廃止する。

(1) 秦野市野球場の設置および管理に関する条例施行規則(昭和 47 年秦野市規則第 12 号)

(2) 秦野市庭球場の設置および管理に関する条例施行規則(昭和 48 年秦野市規則第 8 号)

(3) 秦野市陸上競技場の設置および管理に関する条例施行規則(昭和 48 年秦野市規則第 9 号)

(4) 秦野市水泳プールの設置および管理に関する条例施行規則(昭和 49 年秦野市規則第 18 号)

(5) 秦野市バレーボール場の設置および管理に関する条例施行規則(昭和 49 年秦野市規則第 19 号)

(経過規程)

3 前項の規定により廃止された旧規則(以下「旧規則」という。)によりなされた、この規則施行後に係る手続き、その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続き、その他の行為とみなす。

4 この規則制定の際、現に旧規則によって定められた様式の使用紙が残存するときは、当分の間、当該使用紙を使用することができる。

(秦野市制施行 60 周年記念市民企画事業の実施に係る使用料等の減免特例措置)

5 第 17 条の規定にかかわらず、秦野市制施行 60 周年記念市民企画事業として市長が認めるときは、平成 27 年 12 月 31 日までに限り、その事業の実施に係る使用料等を免除し、又は 50 パーセント減額する。

(公共施設の利用者負担の適正化に向けた実証実験に係る使用料の免除特例措置)

- 6 第 17 条の規定にかかわらず、条例別表第 2 の 2 の表備考 1 に規定する子どもが次の各号に掲げる施設を共用(個人)で使用するときは、それぞれの各号に定める期間に限り、その使用料を免除する。
- (1) 秦野市カルチャーパーク水泳プール 平成 27 年 7 月 1 日から同年 8 月 7 日まで及び同月 17 日から同年 9 月 6 日まで、平成 28 年 7 月 1 日から同年 9 月 4 日まで並びに平成 29 年 7 月 1 日から同年 9 月 3 日まで
 - (2) 秦野市おおね公園温水プール 平成 27 年 9 月 1 日から同月 30 日まで及び平成 28 年 9 月 1 日から同月 30 日まで
 - (3) 秦野市カルチャーパーク総合体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、第 1 武道場、第 2 武道場及び弓道場 平成 27 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで及び平成 28 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
- 7 第 18 条の規定にかかわらず、前項の規定により使用料を免除するときは、使用料の免除を受けようとする者が定められた事項を共用使用受付簿に記入することにより第 18 条第 1 項の申請書の提出及び同条第 2 項の承認書による通知を省略する。

附 則(昭和 52 年 5 月 25 日規則第 7 号)

この規則は、昭和 52 年 5 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 7 月 12 日規則第 14 号)

この規則は、昭和 52 年 7 月 12 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 29 日規則第 13 号)

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 6 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、昭和 56 年 6 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 6 月 30 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日規則第 4 号)

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 4 月 1 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 6 月 13 日規則第 20 号)

この規則は、昭和 62 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 10 日規則第 3 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 11 月 15 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 31 日規則第 28 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 1 月 26 日規則第 1 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 10 月 3 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 12 月 4 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 2 月 25 日規則第 2 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 27 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 6 月 28 日規則第 36 号)

この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 27 日規則第 21 号)

この規則は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 10 日規則第 25 号)

この規則は、平成 14 年 12 月 16 日から施行する。

附 則(平成 16 年 1 月 23 日規則第 3 号)

この規則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 2 月 23 日規則第 4 号)

この規則は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 17 日規則第 35 号)

この規則は、平成 16 年 12 月 17 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 11 日規則第 7 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 4 日規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 4 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 19 日規則第 26 号)

この規則は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 13 日規則第 27 号)

この規則は、平成 22 年 12 月 20 日から施行する。

附 則(平成 24 年 8 月 17 日規則第 24 号)

この規則は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 24 日規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 29 日規則第 29 号)

この規則中秦野市中央運動公園陸上競技場に係る改正規定は平成 26 年 3 月 1 日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 26 日規則第 1 号)

この規則は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 8 月 1 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 29 日規則第 31 号)

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 21 日規則第 32 号)

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 29 日規則第 32 号)

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 8 月 31 日規則第 49 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第 7 条の次に 3 条を加える改正規定、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条から第 16 条まで、第 19 条及び第 21 条から第 24 条までの改正規定、第 25 条を削る改正規定、第 26 条の改正規定及び同条を第 25 条とする改正規定、第 27 条の改正規定及び同条を第 26 条とし、同条の次に 1 条を加える改正規定、別表第 1 の改正規定(同表中央運動公園野球場シャワー室(温水)の項の次に 1 項を加える部分を除く。)並びに別表第 2 の改正規定並びに第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の秦野市都市公園条例施行規則の規定は、施行日以後の使用に係る申請から適用する。

(経過措置)

- 3 第1項ただし書の施行の日前にこの規則による改正前の秦野市都市公園条例施行規則第8条第2項の規定により交付されている秦野市中央運動公園陸上競技場年間利用券は、この規則による改正後の秦野市都市公園条例施行規則第8条第2項の規定により交付された秦野市カルチャーパーク陸上競技場年間利用券とみなす。

附 則(令和元年9月19日規則第12号)

この規則は、令和元年9月20日から施行する。

附 則(令和3年2月15日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第6条関係)

名称	使用日	使用時間
秦野市カルチャーパーク陸上競技場	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時まで
秦野市カルチャーパーク庭球場		午前9時から午後9時まで。ただし、5月から8月までの日曜日、土曜日及び祝日は、午前8時から午後9時まで
秦野市立野緑地庭球場		1月4日から同月15日まで及び11月16日から12月28日までは、午前9時から午後4時まで 1月16日から3月まで及び10月から11月15日までは、午前9時から午後5時まで 4月、5月及び9月は、午前9時から午後6時まで 6月から8月までは、午前9時から午後7時まで
秦野市おおね公園庭球場		午前9時から午後9時まで
秦野市おおね公園多目的広場		
秦野市おおね公園温水プール		1月4日から12月28日まで。ただし、保守点検日を除く。
秦野市カルチャ	3月1日から12月	午前7時から午後9時30分まで

一パーク野球場	の第2日曜日まで			
秦野市カルチャーパーク野球場電光掲示板設備				
秦野市カルチャーパーク野球場本部室				
秦野市カルチャーパーク野球場シャワー室(温水)				
秦野市カルチャーパーク管理棟集会室	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時まで		
秦野市カルチャーパーク総合体育館	1月4日から12月28日まで。ただし、保守点検日を除く。	午前9時から午後9時30分まで		
秦野市カルチャーパーク総合体育館屋内照明設備				
秦野市カルチャーパーク総合体育館冷房設備				
秦野市カルチャーパーク総合体育館暖房設備				
秦野市カルチャーパーク総合体育館電光得点表示盤				
秦野市カルチャーパーク総合体育館放送設備				
秦野市カルチャーパーク総合体育館可動席				
秦野市カルチャーパーク総合体育館組立てステージ				
秦野市カルチャーパーク水泳プ			7月1日から9月の第1日曜日まで	午前9時から午後5時まで

ール		
秦野市カルチャーパーク野球場屋外照明設備	3月1日から12月の第2日曜日まで	午後4時30分から午後9時30分まで
秦野市カルチャーパーク庭球場屋外照明設備	1月4日から12月28日まで	午後4時30分から午後9時まで
秦野市おおね公園庭球場屋外照明設備		午後4時から午後9時まで
秦野市おおね公園多目的広場屋外照明設備		

備考 使用時間には、準備及び原状に回復する時間を含むものとする。

別表第2(第29条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	都市公園内行為許可申請書	第2条
第2号様式	都市公園内行為許可書	第2条
第3号様式	公園施設設置許可申請書	第3条
第4号様式	公園施設管理許可申請書	第3条
第5号様式	都市公園占用許可申請書	第3条
第6号様式	公園施設設置許可書	第3条
第7号様式	公園施設管理許可書	第3条
第8号様式	都市公園占用許可書	第3条
第9号様式	公園施設設置等許可期間更新申請書	第4条
第10号様式	公園施設設置等許可期間更新許可書	第4条
第11号様式	公共施設利用者登録票	第7条
第12号様式	利用者登録書	第7条
第13号様式	有料公園施設等使用許可申請書	第8条
第14号様式	都市公園施設等使用許可書	第8条
第15号様式	秦野市カルチャーパーク陸上競技場年間利用券	第8条
第16号様式	秦野市カルチャーパーク陸上競技場使用券	第8条, 第13条

第 17 号様式	秦野市カルチャーパーク水泳プール入場券	第 8 条
第 18 号様式	秦野市カルチャーパーク水泳プールシーズン券	第 8 条
第 19 号様式	秦野市カルチャーパーク総合体育館使用券(専用/共用)	第 8 条, 第 13 条
第 20 号様式	秦野市おおね公園使用券(専用/共用/附属設備)	第 8 条, 第 13 条
第 21 号様式	都市公園使用料等領収書	第 8 条
第 22 号様式	都市公園許可事項変更許可申請書	第 9 条
第 23 号様式	都市公園許可事項変更許可書	第 9 条
第 24 号様式	都市公園使用料等還付申請書	第 15 条
第 25 号様式	都市公園使用料等還付承認書	第 15 条
第 26 号様式	都市公園使用料等還付不承認通知書	第 15 条
第 27 号様式	都市公園使用料等減免申請書	第 18 条
第 28 号様式	都市公園使用料等減免承認書	第 18 条
第 29 号様式	都市公園使用料等減免不承認通知書	第 18 条
第 30 号様式	保管工作物等一覧簿	第 19 条
第 31 号様式	受領書	第 21 条
第 32 号様式	公園施設工事等届	第 22 条
第 33 号様式	指定管理者指定申請書	第 23 条
第 34 号様式	指定管理者候補選定(不選定)通知書	第 24 条
第 35 号様式	指定管理者指定通知書	第 26 条